

郷土室だより

中央区の「みち」

(その4)

◇公道の私有空間

前号(第79号)の最後の項の「びき庇地と洋風建物」で、公道の一部としての庇地にみられる構造物にふれました。

そして日本で最初の洋風商工業地区として建設された銀座煉瓦街の場合、江戸以来の庇地につくられた「歩廊」と呼ばれたアーケードは、『明治の東京計画』(藤森照信著 岩波書店)の表現を、再び借用すると銀座の十五間大通りはもちろんのこと、「三間道路でもしつように歩廊がつけられている」とあります。(傍点は引用者)

この状況を前号で私は「江戸期の庇地の名残りは煉瓦街の設計者のウォートルスによって踏襲」されていたと述べました。

そして江戸期の庇地と、明治の「歩廊」の間には、そうした空間に対する考え方が、踏襲つまり連続していたのか、それともウォートルスで代表される西欧の都市の道路に対する感覚が、全く新しく銀座に導入されたものなのかという点に注目しました。

しかしどちらであったにしろ、出来上がったものを見ると、その役割は江戸期のものとはほとんど変わらず、ただ木造のアーケード



自身番・商番屋・床見世

〔「絵本江戸土産」永代橋の風景(部分)より〕

が石造マガイのアーケードに変わったただけだったといえます。

それだけでなく、かえって銀座煉瓦街の「三間道路までしつように」つけられた歩廊の部分は、江戸期の庇地の庇よりも増えたのです。

このことは銀座煉瓦街の性格が、江戸期の銀座にくらべて、より徹底的に商工業地区としての性格を強められた結果だといえましょう。これも前号でふれたことですが、世界の都市の中の最も都市らしい部分、つまり「いちば」機能を持つ商工業地区の町並みには、ほとんどすべての場合といって良いほど、江戸の庇地に相当する公道と私有空間とが混然とした一種の公共的空間を持っています。

しかしそうした「庇地」は各都市の現代都市化によって——この場合、具体的には自動車交通のための道路拡幅という都市再開発により、かなりその原形を失ないつつあるのが、各地域の都市に共通的な事柄のようです。

◇ピロティ建築

このように現在世界的に進行中の「現代都市化」が始まる前に、庇地の高層化が世界的にかなり広範囲に見られました。前号の第七図で庇地と庇の

高層化を图示しました——この場合の市街地の高層建築といっても、せいぜい一〇階未満の建物のベランダまたはバルコニーの張り出した空間が、庇地の「上空」の空間であり、その張り出し部分にガラスをはめ込んだり、カーテン・ウォールを取りつければ、ピロティになるのではないのかという意味をこめて图示しました。

そして前号の末尾にわざわざ『大百科事典』の「ピロティ」の項を要約して紹介しました。

それにもかかわらず、読者——相当に建築にくわしいと思われる方からの手紙で、「ピロティをそんな風に解釈していいのか！」と半ば抗議的な感想が寄せられました。

そこで百科事典や建築用語事典ではなく、一般的なことばの事典でもある例えば『広辞苑』を見ますと、ピロティは「二階以上を部屋とし、一階を柱だけにした建物の、一階部分。ルビジュエが提唱した近代建築の技法の一つ」とあります。

ろな意味で興味ある現象です。

なお『広辞苑』でのベランダは「家屋に沿って外側に張り出した縁、縁側、濡れ縁」とあります。

バルコニーの方は「西洋建築で、室外へ張り出して作った屋根のない手すり付きの台。バルコン」です。こうなりますと大徳寺の山門の濡れ縁に腰かけた五右衛門の「絶景」やら、シラノとロクサーヌの「露台」の上と下でのやり取りの光景が浮かんできますが、第七図のように二階のバルコニーの「屋根」は、そのまま三階のバルコニーの床ですから、この張り出しをガラスで囲めば「室外」はたちまち室内になります。

広大な敷地のまん中に建てられたピロティではなく、例えばホンコンのような全島が都市的機能でおおわれているような場所では、庇地と庇の上の空間は建築法規と物理的可能性が許す限り「ピロティ」化します。

◇いくつかの建築写真集

今となつては日本のそうした状況を実際に見ることは、ほとんどできなくなりましたが、建物そのものではなく道路と庇地の関係が、どのように建築に反映しているかを見るには、最低つ

ぎの写真集をみると、かなり納得できる風景を見ることができました。

くりかえしますが建築写真の全部はこのような関心で撮影されていませんから、この辺は読者の感性と理性におまかせする外にはないのですが、つぎに写真集のタイトルなどを紹介します。

A 『建築の東京』（石原憲治編 都市美協会 昭和一〇年刊）

これは関東大震災の痛手から復興をとげた時点の「大東京建築祭記念」に出版された写真集です。

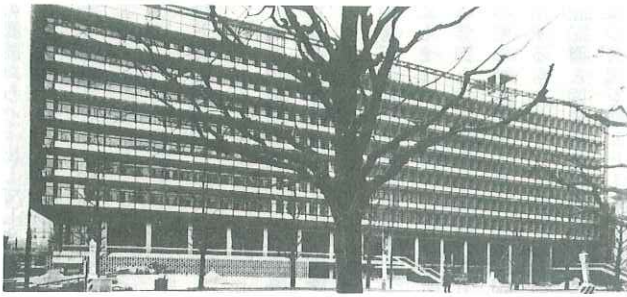
B 『東京の建築 一〇四五—五七』（社団法人東京建築士会編刊 一九五八年刊）

東京大空襲から復興をとり、さらに高度成長期を迎えた時期の東京のめばしい建物の写真集。

C 雑誌『商店建築』（一九七六年八月号 商店建築社刊）

これはこの雑誌の創刊二〇周年記念特集号として編集されたもので、そのタイトルは「明治・大正・昭和の商店建築とその社会史考」というものです。東京、とくに銀座と、大阪の心齋橋とをとり挙げて、読者自身で比較させるようにしたものです。

こうした近代建築写真集から、庇地



丸の内にあった旧都庁舎



大手町の産経会館

『東京の建築 1945~57』より

の形骸、その高層化、ピロティ化をさがす作業も、結構「建築探偵団」的面白さがあります。

庇地の形式を残す建物はA・B・C共通して、劇場・映画館・デパートなのはサスガだと思われるものがあります。

そして東京の商店街がいち早く庇地をなくして行くのに対して、大阪の心齋橋商店街には戦災までかなり濃厚に庇地的なものを残している点も、私としてはひとつの発見でした。

Bにはル・コルビジエの直弟子である丹下健三氏の丸の内にあった旧都庁舎が巻頭近くにあり、「ペランダにガラスがはめ込まれない前」の様式といえる大手町の産経会館ビルの写真も周囲に高層ビルが立たなかつた当時の写真ですから、かなり鮮明に鑑賞できます。

ともにピロティ様式であることはいうまでもありません。

しかしル・コルビジエのいうピロティ様式の近代建築の原形は、官公庁建築や多目的ビルといった孤立した建物におけるピロティではなく、あくまで都市の商店街の町並みに連続して見られた庇地の高層化、つまりその近代化の過程が、発想の原形だったといえましょう。

こうした観方からすると、ル・コルビジエのいう近代建築の原形は、江戸期の日本橋・京橋地区の沽券図を読むことや、銀座煉瓦街の歩廊がその後どのような変化をとげていったかを調べることにより、案外古くて新しく、新しいようで古くからあったこと「だ」ったことを確認できるかもしれません。

◇ふたたび路上へ

ピロティという立体的なものから、再び沽券図の「地上」にもどります。

これまで江戸の公道の上にある施設としては、このシリーズに取り挙げた順にいきますと、防火用井戸・防火用水桶・庇・下水溝、そして木戸がありました。

しかしこの外にも沽券図の公道にはつぎのような施設が書かれていました。

A 自身番屋

たんに自身番とも自身番所と書いた例もあります。

B 番屋

木戸番、木戸番屋または番所と書かれた例もあります。その位置は必ず町境いの木戸の脇に建てられ、規模は三〜六坪くらいの小屋でした。

C 大番屋・中番屋

自身番屋の一種で、大番屋の存在は江戸期の「捕物の話」には必ず出てくる施設です。

中番屋の方はこれまでの江戸期の事を書いた資料の中には、見当らなかつたのですが、今度の機会に確認したものです。ともに改めて後の項で取り上げます。

D 辻番所

武家地特有の施設、現在の機動隊員が詰める「交番」、つまり民政とは全く無関係の警備専門の施設でした。これが銀座一〜三丁目にあったはなしは、これものに改めて取り上げます。

E 髪結床

たんに床または床見世、商床あきないどと書かれた例もあり、丸屋町（現在の銀座八丁目）や数寄屋橋門外では「床番所」と書かれた場合もあります。

F 火の見櫓

G 非人小屋

H 雪隠（現在の公衆便所）

I 芥溜（現在のゴミ処理のポリバケツ置場）

といった、いずれも当時の公共施設の位置が図示されています。

このような公共施設を一つずつ説明し始めると、本題の「みち」シリーズ

の範囲からハミ出してしまいますので、ここではこのような施設が公道上にあったということを紹介するだけにしました。

◆沽券図の個性

ここで前出の例えばAが自身番・自身番屋・自身番所というように、各町の沽券図によってそれぞれ表現が違う場合が多かった理由を考えて見ることにします。

沽券図とはある町の範囲の限りで、その町の地主・町人の土地所有状況を明示するものです。それは現在の不動産登記簿と固定資産税台帳とその土地台帳の公図を兼ねたものでした。

さらに同時にその町全体が負担する一切の「税金」の課税標準を示すものでもありました。この意味は江戸期の「税金」の負担は、個々の地主が拠出するのですが、「納税」する場合はその町全体として納入する方式でした。

そしてこの課税標準こそ前号で述べた各町の間口間数(長さ)の合計でした。さらに各町の個々の地主の沽券図はどのように書かれているかという点、それぞれの沽券地(私有地)の間口と裏行の寸法と面積、地主名とその地所の管理者名(地主の委任を受けてその

土地を差配する家主・大家・家守などと呼ばれた町役人)とその捺印があるものです。

さらにその沽券地の売買価格と、間口一間当りの売買価格も記入されています。これは土地売買の相場の基準でもあり、現在の地価の路線価図としての役割も持っていました。

その上に、これまで見てきたようなな庇地と下水との関係、つまり私有地と公共用地との関係を明示するものでもありました。そしてこれまでも各町作成の沽券図が備えなければならない最少の要件でした。

この最少要件に加えて、各町は必要に応じて前記のA-Iまでの公道上の施設を描いているのです。ですから同じ施設でも町によって表現が違うことが多いのですが、お上はそれを無理に統一しなかったことがわかります。

ですから前出の現在の銀座七〜八丁目に相当する丸屋町外七か町の沽券図のように、公道上の施設を細大もろさずに記入している町と、最少要件だけしか書いてない町に大別されています。実際に調べた限りでは両者の割合は半数ずつといったところです。

◆木戸のある道

職能別でいえば士農工商のうち、工商だけの居住地区である江戸期の「町」は、これまでに見てきたように厳しい連座制で結びつけられた、いわば閉鎖的な社会であり、構造でした。

そのため「町」の境いには木戸が立てられ、夜間は一切の通行を止めてしまふのが原則でした。火事の場合でも、たとえ消防活動に不便でもドサクサにまぎれて「自町」に「火事泥」や放火犯が入り込むを防ぐために、滅多なことでは木戸は開けないのがまじりでした。

それでも宵のうちの四ツ時(今の午後一〇時ころ)までは、顔みしりに限って木戸の「くぐり」を開けて、通行を許しました。その顔みしりがさらに隣町まで行く場合は、合図の拍子木で隣町の木戸番に知らせなければ、隣町の「くぐり」は開きませんでした。

こうした便宜を計って貰うのですから、夜おそく通行する者は木戸ごとに、池波正太郎式表現でいえば、「たっぷり」と心付け」を木戸番にはずまなければなりませんでした。

落語の『時そば』で銭勘定をゴマカス時に「今 何ン時だ!」「へい 四ツでございます」という呼吸は、この辺の事情をよく描いたものといえます。

ただしお上の「御用」の場合は無条

件で、早々と開けるのは当然のことでした。その場合、町奉行所・定火消・火付盗賊改などの「御用提灯」がモノをいったことはいうまでもありません。

ですから木戸番にとっては夜間の木戸の開閉が、最も重要な仕事でした。木戸番はその「町」が雇い、隣にある自身番屋に勤める家主の指図に従って働きました。

普通この木戸番は「番太郎」、略して番太と呼ばれました。番太は木戸の開閉のほか、火事の時の炊出し、自身番に拘留された「縄付き」(今ならさしずめ、犯罪容疑者)への賄(給食)や世話、役所や他町までの使いなどをしました。

住いは木戸番屋の中で、多くは昼間は荒物屋兼子供相手の駄菓子屋、夏はところてん、冬は焼芋を売ったりという、その町の「キオスク」でした。

番太の出身地の多くは、湯屋の三助が能登(石川県)、米搗きは越後(新潟県)ときまっていたように、越前(福井県)出身の人が大部分だったといえます。

◆自身番

多くはこれも町境いの木戸に沿って設けられた、その町の都市行政のすべ

てを取りしきる事務所のことです。強いて現在に対比させると、区役所の出張所兼警察の交番といったところで。

さらに西部劇ファンのイメージに頼れば、保安官事務所と郵便電信局が合わさったようなものです——その隣りの酒場がさしずめ木戸番が商売しているキオスク——だということもできます。

それはさておき自身番の「自身」の意味は、始めはその町の運営に「無限責任」を持つ地主⇨町人たちが、交替でつめた町政事務所でした。

ところがそれでは地主⇨町人本来の商業活動が出来ないため、前出の家主と呼ばれた町役人（町政事務の専門家、現在の市町村に勤める地方公務員に当る）に、その業務を委任しました。

したがって自身番に実際に定動していたのは家主たちだったので。

しかし火事が多発したような場合には、家主に加えて地主やその直接の雇人たちが詰める時もありました。

このことを前おきにして、これも落語の『二番煎』を「味わう」と、星屑光る冬空の下の寒風の中を、市中見廻りする町方の与力・同心にとって、何番煎じでもいいから灘の生一本という名の「おちゃけ」（お酒）をアオリたくもなるうというものです。

◇映画の中の梯子

昭和一桁時代から戦争激化までの時期の日本映画、とくにチャンバラ映画で印象に残っている光景に、多くは主人公を逮捕に向かう、御用提灯をかざした町奉行配下の「捕り方」の持つ道具の中に、必ず梯子がありました。刺股・突棒・袖搦の捕り物三ツ道具を始め、投げ縄や目つぶしなどもありましたが、梯子がいちばん目立った道具でした（なお捕り物三ツ道具は自身番の備品でもありません）。

刀を振廻して暴れる者を捕り押える道具としては、三ツ道具より梯子の方が効果的ですが、実は梯子には本来の用途があったのです。つまり夜の木戸だらけの地上の道を歩いていたのでは、泥棒商売もそれが発覚して逃げる場合でも、どうにもなりません。彼等アウ

トローの「主要道路」は庇地の庇、つまりアーケードの屋根でした。それをつたわって行けば、軒から軒と目立たずしかもつかまりにくいという長所があるわけで、捕り方側も庇に梯子を掛けてその通路をさえぎったのは当然のことでした。捕り方が梯子を有力な武器にしていたことは、江戸・大阪・京都といった大都市に共通なことで、これは歌舞伎の捕り物の場面の多くが

屋根の上にくりひろげられていることでもよくわかります。

ところが戦後は映画・テレビともに、捕り物風景の中から木戸が姿を消し、従って梯子も全く見られなくなりました。

ただし時々、忍びの者や泥棒や、仕掛人といった連中に、庇の上を走らせる演出が見られますが、依然として江戸の町は木戸のない広々とした道路として取り扱われています。ですから梯子が見られないのも当然な事です。

◇路上の検察・裁判所

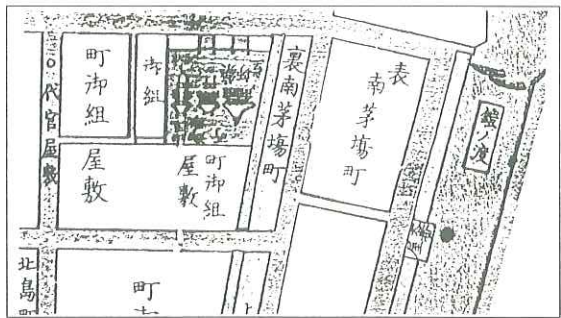
すでに道路上の施設としての自身番・大番屋・中番屋については、簡単に説明したとおりです。

以下この項では江戸の刑事事件の処理施設としての、大番屋と中番屋を見て行くことにします。

いつの時代でも公的な制度は公文書で明らかなようですが、その制度を支える、より具体的な事柄は、案外わからない事が多いものです。そうした公的記録と現実とのギャップを埋めることに力を注いだ人のうちに、三田村篤魚がいます。この江戸研究の大先達ですら大番屋について、つぎの程度のことしか「活字化」していません。



● 新場橋三四の番屋



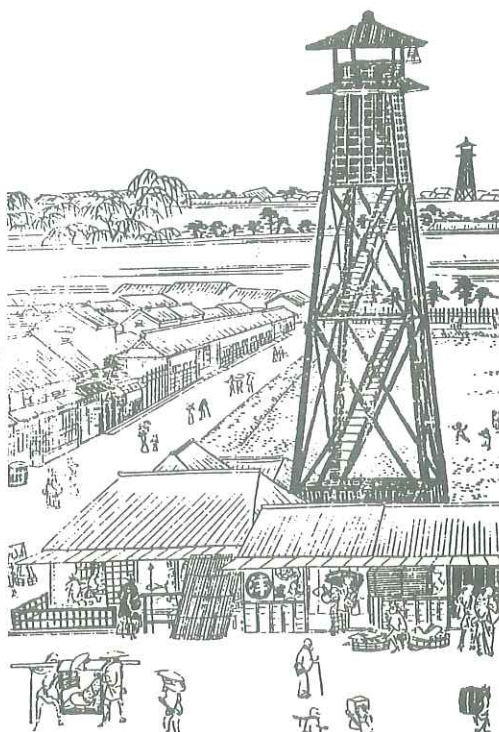
● 南茅場町大番屋

「霊岸嶋・八町堀日本橋南絵図」部分 尾張屋板切絵図より



木戸と木戸番屋

2 図とも「江戸名所図会」馬喰町馬場より



火之見の左下が自身番・隣りが髪結床

(前略) 殊に調番屋とも申しましたし、大番屋とも申しまして名高かったのが、八丁堀の大番屋、茅場町の大番屋、材木町三丁目四丁目の大番屋——まだこのほかにも二三箇所あったようですけれども(後略)。

(『三田村鳶魚全集』第十三巻中の「捕物の話」。中央公論社刊)とありますが、この大番屋はさき番太のところと述べたように、江戸市中の自身番屋に拘留されている「縄付き」を連れてきて、町奉行所の同心が予審調書を作成する場所でした。

現在でいえば大番屋は、警察の仕事としての「書類送検」、それを受けた

検査の仕事としての、起訴をするかしないかを「縄付き」を目の前に引きすえて決定する簡易検察庁兼裁判所の役割をした事務所だったのです。

この大番屋の存在は諸書に見かけるのですが、さきの『鳶魚全集』で紹介したように、あまり具体的に紹介されていません。ただそのほとんどが当時の「八丁堀」地区とその周辺に集中していたようです。

このうち現在する「江戸切絵図」で確認できるものは、さきの鳶魚のいう材木町三丁目四丁目——俗に三四の番屋(現在の中央警察署庁舎のすぐ南)と、茅場町の大番屋(現在の鍛橋の南詰辺)だけです。こうした大番屋の集中した理由は、八丁堀地区が町奉行所の与力・同心の集住地区だったことと、「縄付き」を正式に容疑者として裁判にかける前に、事件の当事者間でできるだけ「内済」させるために、与力・同心がいわば私的な調整役として、取調べをする場所だったためです。

なぜこのような「内済」が必要だったかという点、前号で見たように厳しい連座制ですから、一人の犯罪者が確定すると、思いがけないほど広範囲の多人数の人々が連座して、新しく「縄付き」が出たり、その結果としてコミュニティが壊滅することを防ぐため

もありました。

ですから大番屋における「私的取調べ」と「内済」は対の関係でした。

そして中番屋ですが、これも国会図書館所蔵の沽券図内の八丁堀地区全十九枚のうち一枚の『延享元年三月 絵図 幸町・永沢町・日比谷町・永嶋町・松屋町』(請求記号八一九一—一四三)に四力所あることがわかりました。

編集からの訂正とおわび

「郷土室だより79号」に掲載いたしました『東京を語る会の歩み』の一覧表に誤記がありましたので、左記のように訂正させて頂きます。

講演会 正誤表

第2回	川越逸行↓河越
4	日本橋周辺↓日本橋地区
22	「日本橋」を編さんして「日本橋誌」を編さんして
54	昭63・4・31↓5・21
61	平2・12・25↓12・15
66	平4・5・28↓5・30